Q　質疑及び一般質問とは？

先　生：　次に質疑及び一般質問です。

群馬県議会基本条例　第８条（本会議）

学生Ｂ：　質疑と一般質問ってどう違うのですか？　聞き慣れない言葉です。

先　生：　鋭い質問ですね。

「質疑」とは提案された議案に対する質問、「一般質問」とは県政一般に対する質問と使い分けています。

学生Ｂ：　でも質問という点は一緒じゃないですか？

先　生：　そうでもありません。「質疑」とは議案に対する賛否の決定ができるように、不明確な点について、提出者の説明をただすための質問であって、賛否について自分の意見は言えないことになっているのです。

学生Ａ：　質疑及び一般質問はどういったかたちで行われるのですか？

先　生：　それについては、次の「質疑及び一般質問割当て表」で説明しましょう。

質疑及び一般質問割当て表（令和６年度）

（令和６年11月18日議会運営委員会決定）

第２回定例会（３日間）

	1	2	3	4
１日目	自 (65 分)	つ (65 分)	自 (65 分)	リ (65 分)
２日目	自 (65 分)	公 (65 分)	自 (65 分)	自 (65 分)
３日目	自 (65 分)	つ (65 分)	自 (65 分)	自 (65 分)

第３回前期定例会（３日間）

	1	2	3	4
１日目	自 (65 分)	つ (65 分)	自 (65 分)	リ (65 分)
２日目	自 (65 分)	公 (65 分)	自 (65 分)	共 (65 分)
３日目	自 (65 分)	つ (65 分)	自 (65 分)	自 (65 分)

第３回後期定例会（３日間）

	1	2	3	4
１日目	自 (65 分)	つ (65 分)	自 (65 分)	自 (65 分)
２日目	自 (65 分)	リ (65 分)	自 (65 分)	自 (65 分)
３日目	自 (65 分)	公 (65 分)	自 (65 分)	自 (65 分)

令和７年第１回定例会（４日間）

	1	2	3	4
１日目 代表質問	自 (131 分)	つ (46 分)	リ (43 分)	公 (40 分)
２日目	自 (65 分)	リ (65 分)	自 (65 分)	共 (65 分)
３日目	自 (65 分)	創 (65 分)	自 (65 分)	維 (65 分)
４日目	自 (65 分)	安 (65 分)	自 (65 分)	自 (65 分)

※　自（自由民主党）、つ（つる舞う）、リ（リベラル群馬）、公（公明党）、共（日本共産党）、創（創生会）、維（群馬維新の会）、安（安政会）を表します。

先　生：　各定例会とも、それぞれ３日間12人ずつが、65分の持ち時間で質問を行います。

ただし、第１回定例会のみ、質疑及び一般質問とは別に、１日目に「交渉団体」の代表者が「代表質問」を行っています。「代表質問」の時間は、合計260分を「交渉団体」の議員数に応じて割り振っています。

なお、質問に当たっては、「事前通告制」といって、質問日の２日前の正午までに質問の中身を知事宛てに提出する決まりとなっています。

学生Ｂ：　以前、県議会を傍聴（ぼうちょう）したことがありますが、テレビで放送されている国会答弁と違って、とても堅苦しく感じました。それに、１人65分では短い気がします。

先　生：　そうですね。「事前通告制」のため、通告外の質問をすることができませんし、議員も65分の中で全ての質問をしようとするから、議論が活発になりにくく、堅苦しく感じる面もあるかもしれません。

ただ、議員も質問するに当たり、様々な情報を収集する中で、群馬県全体で関心となっている事項について問題提起や注意喚起をし、知事としてもその現状や解決策等、大まかな方向性を示す共通理解の場として、とても大切な時間なのです。

それでも65分の中で質問できない項目や、質問が割り振られていない議員にとって、さらに質問する場が必要となります。

そこで、委員会ではより詳細な質問が行われるのです。